

東松島市一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請要領

宮城県東松島市

宮城県東松島市が行う建設工事、測量・コンサルタント等、役務の提供、物品等の製造・販売の競争入札に参加を希望される方は、下記により申請してください。

記

1 入札参加資格審査申請要件

次のいずれかに該当する者は、申請ができません。

- (1) 申請時に地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者
- (2) 「法人市民税、市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税(東松島市内に営業所を持つ者のみ)」並びに「法人税、所得税、消費税及び地方消費税」並びに「法人事業税、個人事業税」を完納していない者
- (3) 暴力団員(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)が代表取締役(個人経営の場合にあっては、その代表。)として会社を営し、若しくは取締役若しくは監査役として会社運営に関与していること又は実質的に経営を支配していることが判明した者、その他市長が特に不適格を認める者。

2 申請受付期間・提出方法

- (1) 受付期間 令和3年10月4日(月) から 10月29日(金) まで
- (2) 提出方法 財政課管財契約係まで郵送により提出してください。

※申請書類の記入及び添付書類に不備がある際は受付できません。

3 申請書等の入手方法

- (1) 財政課のホームページから各様式をダウンロードしてください。

4 有効期間

- (1) 登録の有効期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間です。

5 注意事項等

- (1) 競争入札参加資格承認書は令和4年3月末までに通知します。
- (2) この登録は、入札に参加することができる登録です。指名競争入札において、必ず指名されるわけではありません。

6 提出・問い合わせ先

〒981-0503 宮城県東松島市矢本字上河戸36番地1

東松島市役所 総務部財政課 管財契約係

TEL 0225-82-1111 内線1227・1226

FAX 0225-82-8143

7 各種提出書類一覧

建設工事提出書類一覧	
新規申請時(令和 3 年度時点で入札参加登録がない場合)は、すべての書類を番号順に揃えてファイルに綴じて提出して下さい。 ☆提出するファイルの色「青」☆	
●…更新申請時(令和3年度時点で入札参加登録がある場合)は、●印の書類のみでファイル不要です。	
提出書類 (①②③④⑦⑪⑫⑬はダウンロード可)	説明
● ①一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事) (ダウンロードはホームページの下記ファイルをクリックしてください。) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)(様式①-1.2)	東松島市独自様式(ダウンロードしてください) ※21完成工事高の欄で、登録を希望する工種に○をつけてください
②工事経歴書 (ダウンロードはホームページの下記ファイルをクリックしてください。) 工事経歴書(建設工事)(様式②)	東松島市独自様式(ダウンロードしてください) ※ただし、経営事項審査申請書に添付書類とした工事経歴書の写しを任意の様式として提出してもよい
③業態調書 (ダウンロードはホームページの下記ファイルをクリックしてください。) 業態調書(様式③)	東松島市独自様式(ダウンロードしてください)
④営業所一覧表 (ダウンロードはホームページの下記ファイルをクリックしてください。) 営業所一覧表(建設工事)(様式④)	東松島市独自様式(ダウンロードしてください) ※委任する場合は委任する営業所に○をつけること
● ⑤経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)の写し	総合評定値Pの記載があるものに限る
● ⑥建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し 建設業許可申請書の写し (本社以外の営業所に委任する場合)	建設業法に基づく建設業許可を受けているかどうかを確認するため ※建設工事入札参加登録をしている本社以外の営業所が、建設業法上の届出をしているかを確認するため、建設業許可申請書別紙二も添付すること
⑦技術者経歴書 (ダウンロードはホームページの下記ファイルをクリックしてください。) 技術者経歴書(様式⑤)	東松島市独自様式(ダウンロードしてください) ※ただし、経営事項審査申請書に添付書類とした技術職員名簿の写しを任意の様式として提出してもよい
● ⑧登記事項証明書(写し可)(3ヵ月以内に法務局で発行されたもの)	法人の場合のみ提出
● ⑨身分証明書(写し可)(3ヵ月以内に本籍地の市町村で発行されたもの)	個人の場合のみ提出
● ⑩法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可)(3ヵ月以内に本社(店)を管轄する税務署で発行されたもの)※ 国税の納税証明書は、会社や自宅からオンライン請求できます。 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。 (http://www.nta.go.jp/taxes/nozei-shomei/01.htm)	未納税額がないことの証明 ・法人の場合 法人税、消費税及び地方消費税 ・個人の場合 所得税、消費税及び地方消費税

<p>● ①A 事業税(法人事業税・個人事業税)(都道府県税)の納税証明書(写し可)(3ヵ月以内に本社(店)を管轄する都道府県税事務所で発行されたもの)</p> <p>B 市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の納税証明(写し可)(3ヵ月以内に東松島市で発行したもの)</p> <p>※Bについては、ホームページから下記の該当ファイルをダウンロードし税務課より証明をもらう</p> <p>個人の場合 納税証明願(共通様式④-個人用)</p> <p>法人の場合 納税証明願(共通様式④-法人用)</p>	<p>Aについては未納額がない納税証明書でよい</p> <p>市内業者(委任先を市内におく場合も含む)についてはB(未納額がない旨の納税証明)も提出のこと</p> <p>・法人の場合 法人市民税、固定資産税、軽自動車税</p> <p>・個人の場合 市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税</p> <p>本人(法人の場合は代表者本人)が窓口に来られない場合には、委任を受けた代理人の方が委任状(税務課様式)をお持ちください。</p>
<p>● ⑫委任状 (ダウンロードはホームページの下記ファイルをクリックしてください。) 委任状(共通様式②-様式は任意)</p>	<p>東松島市との請負契約等に関する権限を支店長等に委任する場合のみ提出(ファイルダウンロード可)</p> <p>※受任者名にはフリガナをつけてください</p>
<p>⑬使用印鑑届 (ダウンロードはホームページの下記ファイルをクリックしてください。) 使用印鑑届(共通様式③-様式は任意)</p>	<p>原本を提出。様式自由(ファイルダウンロード可)</p> <p>※「使用する印鑑」と「実印」を明記のこと</p> <p>※使用印は社判(角印)ではなく、代表者印(丸印)とし、実印と同じ場合は実印として明記のこと</p> <p>※受任者印を使用する場合は使用印として明記のこと</p>
<p>⑭印鑑証明書(写し可)</p>	<p>法人の場合 法務局に登録した代表者の印鑑</p> <p>個人の場合 市町村に登録した申請者本人の印鑑</p>
<p>⑮ISO9000 シリーズ・ISO14001 認証登録(写し可)</p>	<p>認証を取得している場合のみ</p>
<p>● その他 ・84 円切手を貼った封筒 2 通(それぞれの業種ごとに) ・参加資格審査申請書確認票(ダウンロードはホームページの下記ファイルをクリックしてください。) 参加資格審査申請書確認票(共通様式)</p>	<p>全業種共通</p> <p>※封筒には申請者の送付先を記入し、のり代部分に両面テープを貼ること</p> <p>※申請書受領証に「商号又は名称」・「代表者」を記入のこと</p>
<p>フラットファイル(色指定)(新規申請の場合のみ)</p>	<p>申請書を綴込して提出のこと</p> <p>※背表紙と表紙に業者名を記入のこと(新規申請の場合のみ)</p> <p>建設工事は「青」</p>

測量・コンサルタント等提出書類一覧

新規申請時(令和 3 年度時点で入札参加登録がない場合)は、すべての書類を番号順に揃えてファイルに綴じて提出して下さい。☆提出するファイルの色「ピンク」☆

●…更新申請時(令和3年度時点で入札参加登録がある場合)は、●印の書類のみでファイル不要です。

提出書類 (①②③④⑩⑪⑫はダウンロード可)	説明
● ①一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・コンサルタント等) (ダウンロードはホームページの下記ファイルをクリックしてください。) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)(様式①-1.2.3.4)	東松島市独自様式(ダウンロードしてください)
● ②測量等実績調書 (ダウンロードはホームページの下記ファイルをクリックしてください。) 測量等実績調書(測量・建設コンサルタント等)(様式②)	東松島市独自様式(ダウンロードしてください) ※自社作成のものがあれば代替可
● ③技術者経歴書 (ダウンロードはホームページの下記ファイルをクリックしてください。) 技術者経歴書(測量・建設コンサルタント等)(様式③)	東松島市独自様式(ダウンロードしてください)
● ④営業所一覧表 (ダウンロードはホームページの下記ファイルをクリックしてください。) 営業所一覧表(測量・建設コンサルタント等)(様式④)	東松島市独自様式(ダウンロードしてください) ※委任する場合は委任する営業所に○をつけること
● ⑤財務諸表、収支計算書	様式自由 ・法人の場合 直前1年間の貸借対照表及び損益計算書 ・個人の場合 (青色申告者)青色申告書の損益計算書の写し (白色申告者)収入・支出の内訳のわかるもの
● ⑥営業に必要な登録証明書又は現況報告書等の写し(申請書の提出日現在、有効期限内のもの)	測量、建築設計、不動産鑑定等については営業に関し、法律上必要とする登録証明書の写し。建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタントについては、国の登録規定に基づき登録されていることを証する書類の写し(現況報告書の写し)。その他の業種にあっては、これらに準ずる書類の写し。 ※上記書類が無い業種については参加希望できないものとする。
● ⑦登記事項証明書(写し可)(3ヵ月以内に法務局で発行されたもの)	法人の場合のみ提出
● ⑧身分証明書(写し可)(3ヵ月以内に本籍地の市町村で発行されたもの)	個人の場合のみ提出
● ⑨法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可)(3ヵ月以内に本社(店)を管轄する税務署で発行さ	未納税額がないことの証明 ・法人の場合

<p>れたもの)※ 国税の納税証明書は、会社や自宅からオンライン請求できます。</p> <p>詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。</p> <p>(http://www.nta.go.jp/taxes/nozei-shomei/01.htm)</p>	<p>法人税、消費税及び地方消費税</p> <p>・個人の場合</p> <p>所得税、消費税及び地方消費税</p>
<p>⑩A 事業税(法人事業税・個人事業税)(都道府県税)の納税証明書(写し可)(3ヵ月以内に本社(店)を管轄する都道府県税事務所で発行されたもの)</p> <p>B 市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の納税証明(写し可)(3ヵ月以内に東松島市で発行したもの)</p> <p>● ※Bについて、ホームページから下記の該当ファイルをダウンロードし税務課より証明をもらう</p> <p>個人の場合</p> <p>納税証明願(共通様式④-個人用)</p> <p>法人の場合</p> <p>納税証明願(共通様式④-法人用)</p>	<p>Aについては未納額がない納税証明書でよい</p> <p>市内業者(委任先を東松島市内におく場合も含む)についてはB(未納額がない旨の納税証明)も提出のこと</p> <p>・法人の場合</p> <p>法人市民税、固定資産税、軽自動車税</p> <p>・個人の場合</p> <p>市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税</p> <p>本人(法人の場合は代表者本人)が窓口に来られない場合には、委任を受けた代理人の方が委任状(税務課様式)をお持ちください。</p>
<p>⑪委任状</p> <p>● (ダウンロードはホームページの下記ファイルをクリックしてください。)</p> <p>委任状(共通様式②-様式は任意)</p>	<p>東松島市との請負契約等に関する権限を支店長等に委任する場合のみ提出(ファイルダウンロード可)</p> <p>※受任者名にはフリガナをつけてください</p>
<p>⑫使用印鑑届</p> <p>(ダウンロードはホームページの下記ファイルをクリックしてください。)</p> <p>使用印鑑届(共通様式③-様式は任意)</p>	<p>原本を提出。様式自由(ファイルダウンロード可)</p> <p>※「使用する印鑑」と「実印」を明記のこと</p> <p>※使用印は社判(角印)ではなく、代表者印(丸印)とし、実印と同じ場合は実印として明記のこと</p> <p>※受任者印を使用する場合は使用印として明記のこと</p>
<p>⑬印鑑証明書(写し可)</p>	<p>法人の場合</p> <p>法務局に登録した代表者の印鑑</p> <p>個人の場合</p> <p>市町村に登録した申請者本人の印鑑</p>
<p>⑭ISO9000 シリーズ・ISO14001 認証登録(写し可)</p>	<p>認証を取得している場合のみ</p>
<p>その他</p> <p>● ・84 円切手を貼った封筒 2 通(それぞれの業種ごとに)</p> <p>・参加資格審査申請書確認票(ダウンロードはホームページの下記ファイルをクリックしてください。)</p> <p>参加資格審査申請書確認票(共通様式)</p>	<p>全業種共通</p> <p>※封筒には申請者の送付先を記入し、のり代部分に両面テープを貼ること</p> <p>※申請書受領証に「商号又は名称」・「代表者」を記入のこと</p>
<p>フラットファイル(色指定)(新規申請の場合のみ)</p>	<p>申請書を綴込して提出のこと</p> <p>※背表紙と表紙に業者名を記入のこと(新規申請の場合のみ)</p> <p>測量・コンサルタント等は「ピンク」</p>

役務の提供提出書類一覧

新規申請時(令和 3 年度時点で入札参加登録がない場合)は、すべての書類を番号順に揃えてファイルに綴じて提出して下さい。☆提出するファイルの色「緑色」☆

●…更新申請時(令和3年度時点で入札参加登録がある場合)は、●印の書類のみでファイル不要です。

提出書類 (①②⑧⑨⑩はダウンロード可)		説明
●	①一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(役務) (ダウンロードはホームページの下記ファイルをクリックしてください。) 一般競争(指名競争)参加資格申請書(役務)(様式①-1.2.3.4)	東松島市独自様式(ダウンロードしてください) ※ <u>11</u> 希望する資格の種類等について、左様式①-2を必ず使用すること。また、表記してある営業品目外のものである場合には、別に明記すること(様式任意)
	②営業経歴書(※過去2年間の受注等実績) (ダウンロードはホームページの下記ファイルをクリックしてください。) 営業経歴書(様式②)	様式自由(ファイルダウンロード可) 過去2年間の受注実績を明記すること
●	③財務諸表、収支計算書	様式自由 ・法人の場合 直前1年間の貸借対照表及び損益計算書 ・個人の場合 (青色申告者)青色申告書の損益計算書の写し (白色申告者)収入・支出の内訳のわかるもの
	④公的機関の許認可等が必要な業種にあつては、その証明書の写し	公的機関の許認可等が必要な業種を申請する場合のみ
	⑤登記事項証明書(写し可)(3ヵ月以内に法務局で発行されたもの)	法人の場合のみ提出
●	⑥身分証明書(写し可)(3ヵ月以内に本籍地の市町村で発行されたもの)	個人の場合のみ提出
●	⑦法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可)(3ヵ月以内に本社(店)を管轄する税務署で発行されたもの)※ 国税の納税証明書は、会社や自宅からオンライン請求できます。 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。 (http://www.nta.go.jp/taxes/nozei-shomei/01.htm)	未納税額がないことの証明 ・法人の場合 法人税、消費税及び地方消費税 ・個人の場合 所得税、消費税及び地方消費税
●	⑧A 事業税(法人事業税・個人事業税)(都道府県税)の納税証明書(写し可)(3ヵ月以内に本社(店)を管轄する都道府県税事務所で発行されたもの) B 市民税、法人市民税及び固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の納税証明書(写し可)(3ヵ月以内に東松島市で発行したもの) ※Bについて、ホームページから下記の該当ファイルをダウンロードし税務課より証明をもらう 個人の場合	Aについては未納額がない納税証明書でよい 市内業者(委任先を東松島市内におく場合も含む)についてはB(未納額がない旨の納税証明)も提出のこと ・法人の場合 法人市民税、固定資産税、軽自動車税 ・個人の場合 市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

<p>納税証明願(共通様式④-個人用)</p> <p>法人の場合</p> <p>納税証明願(共通様式④-法人用)</p>	<p>本人(法人の場合は代表者本人)が窓口に来られない場合には、委任を受けた代理人の方が委任状(税務課様式)をお持ちください。</p>
<p>● ⑨委任状</p> <p>(ダウンロードはホームページの下記ファイルをクリックしてください。)</p> <p>委任状(共通様式②-様式は任意)</p>	<p>東松島市との請負契約等に関する権限を支店長等に委任する場合のみ提出(ファイルダウンロード可)</p> <p>※受任者名にはフリガナをつけてください</p>
<p>⑩使用印鑑届</p> <p>(ダウンロードはホームページの下記ファイルをクリックしてください。)</p> <p>使用印鑑届(共通様式③-様式は任意)</p>	<p>原本を提出。様式自由(ファイルダウンロード可)</p> <p>※「使用する印鑑」と「実印」を明記のこと</p> <p>※使用印は社判(角印)ではなく、代表者印(丸印)とし、実印と同じ場合は実印として明記のこと</p> <p>※受任者印を使用する場合は使用印として明記のこと</p>
<p>⑪印鑑証明書(写し可)</p>	<p>法人の場合</p> <p>法務局に登録した代表者の印鑑</p> <p>個人の場合</p> <p>市町村に登録した申請者本人の印鑑</p>
<p>⑫ISO9000 シリーズ・ISO14001 認証登録(写し可)</p>	<p>認証を取得している場合のみ</p>
<p>● その他</p> <p>・84 円切手を貼った封筒 2 通(それぞれの業種ごとに)</p> <p>・参加資格審査申請書確認票(ダウンロードはホームページの下記ファイルをクリックしてください。)</p> <p>参加資格審査申請書確認票(共通様式)</p>	<p>全業種共通</p> <p>※封筒には申請者の送付先を記入し、のり代部分に両面テープを貼ること</p> <p>※申請書受領証に「商号又は名称」・「代表者」を記入のこと</p>
<p>フラットファイル(色指定)(新規申請の場合のみ)</p>	<p>申請書を綴込して提出のこと</p> <p>※背表紙と表紙に業者名を記入のこと(新規申請の場合のみ)</p> <p>役務の提供は「緑」</p>

物品等の製造・販売提出書類一覧

新規申請時(令和 3 年度時点で入札参加登録がない場合)は、すべての書類を番号順に揃えてファイルに綴じて提出して下さい。☆提出するファイルの色「黄色」☆

●…更新申請時(令和3年度時点で入札参加登録がある場合)は、●印の書類のみでファイル不要です。

提出書類 (①②⑧⑨⑩はダウンロード可)		説明
●	①一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(物品製造等) (ダウンロードはホームページの下記ファイルをクリックしてください。) 一般競争(指名競争)参加資格申請書(物品製造等)(様式①-1.2.3.4)	東松島市独自様式(ダウンロードしてください) ※16希望する資格の種類等について、左様式①-2を必ず使用すること。また、表記してある営業品目外のものである場合には、別に明記すること(様式任意)
	②営業経歴書(※過去2年間の受注等実績) (ダウンロードはホームページの下記ファイルをクリックしてください。) 営業経歴書(様式②)	様式自由(ファイルダウンロード可) 過去2年間の受注実績を明記すること
●	③財務諸表、収支計算書	様式自由 ・法人の場合 直前1年間の貸借対照表及び損益計算書 ・個人の場合 (青色申告者)青色申告書の損益計算書の写し (白色申告者)収入・支出の内訳のわかるもの
	④公的機関の許認可等が必要な業種にあつては、その証明書の写し	公的機関の許認可等が必要な業種を申請する場合のみ
●	⑤登記事項証明書(写し可)(3ヵ月以内に法務局で発行されたもの)	法人の場合のみ提出
	⑥身分証明書(写し可)(3ヵ月以内に本籍地の市町村で発行されたもの)	個人の場合のみ提出
●	⑦法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可)(3ヵ月以内に本社(店)を管轄する税務署で発行されたもの)※ 国税の納税証明書は、会社や自宅からオンライン請求できます。 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。 (http://www.nta.go.jp/taxes/nozei-shomei/01.htm)	未納税額がないことの証明 ・法人の場合 法人税、消費税及び地方消費税 ・個人の場合 所得税、消費税及び地方消費税
●	⑧A 事業税(法人事業税・個人事業税)(都道府県税)の納税証明書(写し可)(3ヵ月以内に本社(店)を管轄する都道府県税事務所で発行されたもの) B 市民税、法人市民税及び固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の納税証明書(写し可)(3ヵ月以内に東松島市で発行したもの) ※Bについて、ホームページから下記の該当ファイルをダウンロードし税務課より証明をもらう 個人の場合	Aについては未納額がない納税証明書でよい 市内業者(委任先を東松島市内におく場合も含む)についてはB(未納額がない旨の納税証明)も提出のこと ・法人の場合 法人市民税、固定資産税、軽自動車税 ・個人の場合 市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

<p>納税証明願(共通様式④-個人用)</p> <p>法人の場合</p> <p>納税証明願(共通様式④-法人用)</p>	<p>本人(法人の場合は代表者本人)が窓口に来られない場合には、委任を受けた代理人の方が委任状(税務課様式)をお持ちください。</p>
<p>● ⑨委任状</p> <p>(ダウンロードはホームページの下記ファイルをクリックしてください。)</p> <p>委任状(共通様式②-様式は任意)</p>	<p>東松島市との請負契約等に関する権限を支店長等に委任する場合のみ提出(ファイルダウンロード可)</p> <p>※受任者名にはフリガナをつけてください</p>
<p>⑩使用印鑑届</p> <p>(ダウンロードはホームページの下記ファイルをクリックしてください。)</p> <p>使用印鑑届(共通様式③-様式は任意)</p>	<p>原本を提出。様式自由(ファイルダウンロード可)</p> <p>※「使用する印鑑」と「実印」を明記のこと</p> <p>※使用印は社判(角印)ではなく、代表者印(丸印)とし、実印と同じ場合は実印として明記のこと</p> <p>※受任者印を使用する場合は使用印として明記のこと</p>
<p>⑪印鑑証明書(写し可)</p>	<p>法人の場合</p> <p>法務局に登録した代表者の印鑑</p> <p>個人の場合</p> <p>市町村に登録した申請者本人の印鑑</p>
<p>⑫ISO9000 シリーズ・ISO14001 認証登録(写し可)</p>	<p>認証を取得している場合のみ</p>
<p>● その他</p> <p>・84 円切手を貼った封筒 2 通(それぞれの業種ごとに)</p> <p>・参加資格審査申請書確認票(ダウンロードはホームページの下記ファイルをクリックしてください。)</p> <p>参加資格審査申請書確認票(共通様式)</p>	<p>全業種共通</p> <p>※封筒には申請者の送付先を記入し、のり代部分に両面テープを貼ること</p> <p>※申請書受領証に「商号又は名称」・「代表者」を記入のこと</p>
<p>フラットファイル(色指定)(新規申請の場合のみ)</p>	<p>申請書を綴込して提出のこと</p> <p>※背表紙と表紙に業者名を記入のこと(新規申請の場合のみ)</p> <p>物品等の製造・販売は「黄色」</p>

8. 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書自己資本額欄の記入例

●測量・コンサルタントの場合

「① 株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載する。

「② 評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記載する。

「③ 新株予約権」欄には、新株予約権があった場合にはその額を記載する。

※ 個人にあっては、「④ 計」欄に、純資産合計(期首資本金+事業主利益+事業主借勘定 - 事業主貸勘定)の額を記載する。

●株式会社・有限会社等の場合(物品・役務等)

区分	直前決算時	剰余金処分	決算後の増減額	合計
① 払込資本金				
② 準備金・積立金				
③ 次期繰越利益(欠損)金				
④ 計				

【貸借対照表】純資産の部の「**資本金**」か、登記事項証明書の「**資本金**」の金額の記入を確認

貸借対照表に記載されている資本金と登記の資本金との差額があれば記入

【貸借対照表】純資産の部の「**繰越利益剰余金**」の記入を確認

【貸借対照表】純資産の部の「**その他利益剰余金・評価換算差額**」の記入を確認

【貸借対照表】決算後の増減額がない場合、純資産の部の「**純資産の合計**」と合致するのを確認

●個人の場合(物品・役務等)

$$\text{自己資本額} = (\text{事業主借} + \text{元入金} + \text{青色申告特別控除前の所得金額}) - \text{事業主貸}$$

区分	直前決算時	剰余金処分	決算後の増減額	合計
① 払込資本金				
② 準備金・積立金				
③ 次期繰越利益(欠損)金				
④ 計				

【貸借対照表】期末の「**元入金**」の金額を記入する

記入不要

【貸借対照表】期末「**元事業主借 - 事業主貸**」の金額を記入する

【貸借対照表】期末「**青色申告特別控除前の所得金額**」もしくは【損益計算書】の「**青色申告特別控除前の所得金額**」金額を記入する

【貸借対照表】(事業主借+元入金+青色申告特別控除前の所得金額) - 事業主貸の合計額と合致するのを確認

9. 資格審査の申請内容の変更に伴う届出事項及び変更届について

次の届出事項に変更がある場合、すみやかに届出てください。

必要事項	変更事項	商号又は名称	本店			支店・営業所			受任者	資本金	建設業許可	組織	合併	印鑑	
			移転	住居表示	電話FAX	名称	移転	住居表示						電話FAX	実印
入札参加資格審査申請書 変更届	中央公契 連統一様式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
登記簿謄本	写し	○	○	○						○		○	○		
印鑑証明書	写し	○	□									○	○	○	
許可証明書 登録証明書	写し	○	○	○							○	○	○		
委任状	様式任意	□	□	□		○	○		○			□	□		
使用印鑑届	様式任意	○	□			□			□			○	○	○	○
営業承継書	様式任意											○	○		
廃業届	写し											○	○		
付近見取図及び写真	様式任意			□			□								
住居表示変更通知書	写し				○			○							
建設業許可申請書(本体)	写し											○			
建設業許可申請書(別紙 二(1))※支店・営業所で 登録の場合	写し											○			
定款	写し											○			
公正取引委員会の合併届 出受理書等	写し												○		

■変更届出書類書式については、ホームページから下記ファイルをダウンロードの上、作成してください。

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届(様式①—様式任意).doc

- ① ○印は必ず提出してください。
- ② □印は該当するとき提出してください。
- ③ 郵送される場合は、担当者の連絡先を明記してください。
- ④ 印鑑を変更する場合は、変更届にも新旧の印鑑をそれぞれ押印してください。
- ⑤ 個人から法人へ組織を変更する場合は、個人と法人両方の印鑑証明書を添付してください。
- ⑥ 建設業の許可を一般から特定へ変更する場合、「建設業許可申請書(別紙二(1)写)」を添付してください。
- ⑦ 測量・建設コンサルタント等の業務については、営業上必要とする登録の証明書の写しを添付してください。
- ⑧ 東松島市内への住所移転については、付近見取図(住宅地図にかぎる。)及び写真(建物全体、玄関社名入り、事務所内部)を添付してください。
- ⑨ 経営事項審査結果通知書の写しは、更新ごとに送付してください。

【参考1】各種入札参加資格要件

1 建設工事の請負契約にかかる指名競争入札参加資格

(1) 次のすべての要件を満たしている者であること。

- ① **令和3年10月1日**(以下「審査基準日」という。)において、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条の規定による許可を受けていること。ただし、法第28条第3項の規定により、営業停止期間中でないこと。
- ② 経営事項審査の審査基準日が**令和2年4月1日**以降で、かつ**令和3年10月1日時点**で最新の経営事項審査及び総合評定値の通知を有していること。
- ③ 前記の経営事項審査において、審査対象に選択した工事種類別の直前2年又は3年の営業年度に完成工事高を有していること。ただし、市長が適当と認めた場合は、この限りではない。

(2) 法第27条の23第2項の規定による審査結果による総合数値を勘案し、工事の予定価格に応じ、A、B、Cの3等級に格付けし、各等級に対応する工事に参加する資格を有する。

2 建設工事の請負契約にかかる一般競争入札参加資格

厚生年金保険及び雇用保険(以下「社会保険等」という。)に加入義務がある建設業者については、社会保険等に加入していること。その他、一般競争入札に参加する者に必要な資格は、発注する工事毎に別に定める。

3 建設工事にかかる測量、地質その他の調査、設計・監理、建設コンサルタント、補償コンサルタント等の役務の調達契約(以下「測量・建設コンサルタント等委託契約」という。))にかかる資格

次のいずれかの要件を満たしている者であること。ただし、審査基準日現在において、入札に参加しようとする事業を引き続き1年以上営んでおり、直前の1年間にその事業に係る業務の完成実績があること。

- (1) 測量法(昭和24年法律第188号)第55条による登録を受けていること。
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条による登録を受けていること。
- (3) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条による登録を受けていること。
- (4) 地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条による登録を受けていること。
- (5) 補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条による登録を受けていること。
- (6) 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条による登録を受けていること。
- (7) 土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第8条による登録を受けていること。
- (8) 司法書士法(昭和25年法律第197号)第8条による登録を受けていること。
- (9) 計量法(平成4年法律第51号)第107条による登録を受けていること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者であること。

4 製造の請負契約、物件の買入契約、測量・建設コンサルタント等委託契約以外の役務の調達契約(以下「物品関係委託契約」という。)に係る資格

次のすべての要件を満たしている者であること。

- (1) 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- (2) 審査基準日の直前1年間に、その事業に係る販売等の実績があること。ただし、市長が適当と認め

た場合は、この限りでない。

(3) 法令により許可、認可及び届出等(以下「許認可等」という。)が必要な業務については、当該許認可等を受けていること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者であること

【参考2】地方自治法施行令(抜粋)

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第167条の5 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

(指名競争入札の参加者の資格)

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第167条の5第1項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。